

○ 長期継続契約を締結することができる 契約を定める条例

制 定 平成 17 年 3 月 2 日 条例 5

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 物品の借入契約で、契約を締結する年度の翌年度以降にわたる契約（以下「長期継続契約」という。）を締結することが本市にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年 4 月 1 日から当該物品を確実に借り入れることが困難になるもの
- (2) 役務の提供を受ける契約で、長期継続契約を締結することが本市にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年 4 月 1 日から当該役務の提供を安定的に確保することが困難になるもの

附 則

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあつてはこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあつては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用する。